

A

記録年月日 令和 6年 1月 12日

自動車検査証記録事項

522240004846

#607

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号											
車台番号		T 0 0 7 - 0 2 9 5									
登録年月日／交付年月日		令和 1年 8月 21日		初度登録年月		平成 26年 1月		有効期間の満了する日		令和 8年 1月 23日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称											
所有者の住所											
使用者の氏名又は名称											
使用者の住所											
使用の本拠の位置											
3. 車両詳細情報											
車名		タダノ [153]									
型式		UDS-T 0 0 7				原動機の型式		6 M 6 0			
自動車の種別		大型特殊		用途		—		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		ホイール・クレーン [072]				乗車定員		1人		最大積載量 — kg	
車両重量		25440 kg		車両総重量		25495 kg		長さ		1153 cm	
前軸重		12740 kg		前後軸重		— kg		後軸重		12700 kg	
燃料の種類		軽油				型式指定番号				総排気量又は定格出力 7.54 kW	
燃料の消費量						型式指定番号				類別区分番号	
4. 備考											
[浜松] 継続検査 自動車重量税 非課税 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 52-08969 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成25年2月1日 [四国運輸局] 535 [緩和事項] [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [056] 隣接軸重, [006] 軸荷重, [009] 接地圧, [098] 一括緩和 [制限事項] [002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。 [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。 [006] 自動車の後面及び運転者席には、軸荷重を表示すること。 [008] 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。 [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 [095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。 以下余白 Y37 GP250H-3 #T07040											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID

T9562SK0959808



日付	記 事 欄	検 査 印
平成25年 12月 5日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の 規定に基づき検査証を交付する。	
26年 1月 21日	クレーン等安全規則第51条により設置報告済 新発田労働基準監督署長()号) クレーン等安全規則第66条第2項により有効期間延長	新発田労働基準監督署
27年 12月18日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会新潟検査事務所 異常を認めない 合格	JCA
30年 1月18日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会新潟検査事務所 異常を認めない 合格	JCA
R1年 5月/7日	クレーン等安全規則第57条第3項の規定により 検査証を交付する。書き替える。(池戸労働基準署)	池戸労働基準署
令和 2年 1月14日	性能検査実施 シマブンクレーン検査機中部事務所 異常を認めない	SBC
令和 4年 1月13日	性能検査実施 シマブンクレーン検査機中部事務所 異常を認めない	SBC
6年 1月11日	性能検査実施 シマブンクレーン検査機中部事務所 異常を認めない	SBC
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日	Y373 GR250N-3	
年 月 日	#FB7000	
年 月 日		
年 月 日		

第 62037 号		移動式クレーン検査証	
製造検査又は使用検査の 検査者名及び住所		株式会社タダノ 高松市新田町甲34番地	
設 置 地			
事業の名称			
種類及び型式		ジブが伸縮する ホイールクレーン GR-250N-3	
つり上げ荷重		25.00 t	
製造検査又は使用検査の 刻印番号		香62037	
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成25年 12月 5日から 平成27年 12月 4日まで		令和 2年 1月21日から 令和 4年 1月20日まで	SBC
27年 12月 5日から 28年 1月 20日まで	新発田労働基準監督署	令和 4年 1月21日から 令和 6年 1月20日まで	SBC
28年 1月 21日から 30年 1月 20日まで	JCA	6年 1月21日から 8年 1月20日まで	SBC
30年 1月 21日から 32年 1月 20日まで	JCA	年 月 日から 年 月 日まで	
平成25年 12月 5日 香川労働局長			

